生駒市テレワーク＆インキュベーションセンター条例

（設置）

第１条　仕事と生活の調和、新たな雇用創出、人材誘致等に資するため、本市に情報通信技術を活用した多様な働き方を推進する施設（以下「施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
生駒市テレワーク＆インキュベーションセンター	生駒市谷田町１６１５番地

（指定管理者による管理）

第３条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、施設の管理を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定の手続）

第４条　指定管理者の指定に当たり、市長は、施設の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。

(1)　市民の平等な利用が確保されること。

(2)　施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

(3)　施設の管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。

（管理の基準）

第５条　指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定

めるところに従い、施設の管理を行わなければならない。

（業務の範囲）

第６条　指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1)　次条に規定する使用の許可、第９条に規定する使用許可の取消し等及び第１８条に規定する入館の制限に関すること。

(2)　第１６条に規定する設備の許可に関すること。

(3)　施設の維持管理に関すること。

(4)　その他市長が必要と認める業務

（使用の許可）

第７条　施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

２　指定管理者は、前項の許可をする場合において必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

（使用の制限）

第８条　指定管理者は、使用目的又は使用内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を許可しない。

(1)　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2)　施設を汚損するおそれがあるとき。

(3)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

(4)　管理上支障があるとき。

(5)　その他指定管理者が不適当と認めるとき。

（使用許可の取消し等）

第９条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の

許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1)　その使用が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2)　その使用が虚偽の申請その他不正の手段によって許可を受けたとき。

(3)　施設が災害その他の理由により使用できなくなったとき。

(4)　その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（本市等の免責）

第１０条　前条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合において、施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。)に損害が生ずることがあっても、本市及び指定管理者は、これに対して補償の責任を負わない。

（利用料金）

第１１条　使用者は、施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

２　利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

（利用料金の収受）

第１２条　利用料金は、地方自治法第２４４条の２第８項の規定により指定管理者の収入として収受されるものとする。

（利用料金の減免）

第１３条　指定管理者は、市長が定める特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

（利用料金の還付）

第１４条　既納の利用料金は、還付しない。

２　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長が定める特別の理由があると認めるときは、同項の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（権利の譲渡等の禁止）

第１５条　使用者は、施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（設備）

第１６条　使用者は、施設の使用に際し、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（原状回復義務）

第１７条　使用者は、施設の使用を終了したとき、又は第９条の規定により使用の許可を取り消され、使用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

（入館の制限）

第１８条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、施設への入館を拒否し、又は施設からの退館を命ずることができる。

(1)　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者

(2)　他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品を携行する者

(3)　動物（身体障害者補助犬法（平成１４年法律第４９号）第７条第１項に規定する身体障害者補助犬及びこれに準ずる犬を除く。)を携行する者

(4)　施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者

(5)　施設の管理上支障がある者

(6)　その他指定管理者が不適当と認める者

（損害の賠償）

第１９条　使用者は、使用に際し、その責めに帰すべき理由により、施設を破損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（委任）

第２０条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　指定管理者の指定の手続に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（特定期間における措置）

3　この条例の施行の日から指定管理者の指定期間の開始日の前日までの間（以下「特定期間」という。)、第３条から第６条まで及び第１１条から第１４条までの規定は適用せず、この条例の規定の適用については、第７条から第９条まで、第１６条及び第１８条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第１０条の見出し中「本市等」とあるのは「本市」と、同条中「本市及び指定管理者」とあるのは「本市」とする。

4　特定期間中の施設の使用料は、無料とする。

別表（第１１条関係）

１　施設利用料金

区分	１時間使用	１日使用	１月使用
オープンスペース １人につき	600 円	3,600 円	54,000 円
コワーキングスペース １人につき	700 円	4,200 円	63,000 円
セミナールーム	2,500 円	15,000 円	
オフィスルーム１	2,000 円	12,000 円	180,000 円
オフィスルーム２・３ １室につき	1,500 円	9,000 円	135,000 円
オフィスルーム４～７ １室につき	1,000 円	6,000 円	90,000 円

備考　この表の利用料金の上限額には、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定による消費税及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税に相当する額を含む。

２　附属設備利用料金

市長の定める額